令和6年9月5日 資料 №.1 防災·危機管理等安全対策特別委員会

防災課

「港区震災復興基金」を活用した復旧復興事業の見直しについて

1 概要

令和5年3月に実施した区独自の被害想定の分析結果や、近年の物価高騰などによる社会環境の変化、令和6年能登半島地震の状況も踏まえ、震災時における復旧復興対策に必要な取組とそれにかかる想定経費(財政負担)を見直します。現状の「港区震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興並びに新型インフルエンザ等が発生した場合における感染拡大の防止並びに区民生活及び産業の安定のための基金」(以下「震災復興基金」といいます。)の財政負担は、発災3年後までに必要な経費として1,076億円を見込んでいますが、今回、新たな被害想定等に基づき必要な復興事業や財政負担額を改めて積算した結果、発災から1年後までに必要な経費が1,038億円と見込まれます。

2 背景

現状の震災復興基金の財政負担は、港区地域防災計画(平成28年度修正)で想定されている被害状況(平成24年4月に東京都防災会議が公表した被害想定)を基に設定していましたが、新たな被害想定の調査・分析結果や震災復興基金設置以降の都市環境の強靭化や、デジタル技術の進展、令和6年能登半島地震をはじめとした大規模災害の発生及び最新の復旧復興事業など、社会状況の変化を踏まえた内容に見直しました。

3 震災復興基金を活用した復旧復興事業の基本的考え方

震災復興基金は、従前どおり、災害救助法が適用される地震災害及びこれに準ずる被害 規模の地震災害の復旧復興事業等に活用することとし、国及び東京都の財政上の措置・支 援を待たず、また、財政上の措置・支援の有無に関わらず、震災後の速やかな復旧復興を 図るために必要な復旧復興事業を実施していくためのものとします。

- ※ 従前どおり、災害応急対策、区民生活の再建、産業の復旧復興及びまちの復旧復興 の4本の柱を軸に、震災復興基金を活用し、区が行う復旧復興事業を定めます。事業 の具体的な内容と復旧復興の期間(応急対策・復興前期(発災~3年)、復興中期(4 年~9年)、復興後期(10年~18年)の3期)ごとに経費の目途額を定めます。
- ※ なお、実際の災害時には、被害状況や被害の規模等に応じた施策や取組を実施する ことから、基金の使途として想定し記載しているとおりの取組を実施するものではあ りません。

4 見直しの概要

(1) 復興期ごとの国等の財政措置・支援及び区の負担内訳

	応急対策・復興前期		復興中期	復興後期	合 計
	~1年	2年~3年	(~9年)	(10年~)	
合 計	1,038 億円	760 億円	653 億円	6 億円	2,457 億円
国等の財政措	404 億円	376 億円	292 億円	1 億円	1,073 億円
置・支援					
実質区負担分	634 億円	384 億円	361 億円	4 億円	1,384 億円

- ※ 詳細は資料「震災復興基金活用の概要」のとおりです。
- ※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合があります。

(2) 必要経費の見込み額

応急対策・復興前期(~3年)に必要な経費のうち、発災から1年後までに必要な経費は1,038億円、2~3年後までに必要な経費は760億円(いずれも、国等の財政措置、支援分含む。)と想定しています。

現状の震災復興基金の財政負担は、発災3年後までに必要な経費として1,076 億円を 見込んでおり、今回、新たな被害想定等に基づき必要な復興事業や財政負担額を改めて 積算した結果、発災から1年後までに、国等からの財政上の措置・支援を待たずに、か つ措置・支援の有無にかかわらず復旧・復興対策に取り組むための経費が1,038 億円と 見込まれます。

一方で、近年の大規模災害の事例に鑑み、国等からの財政上の措置・支援が早い時期 に受けられることから、引き続き、1,000 億円程度を見込んで、発災後の迅速な復旧復 興対策に取り組めるよう備えます。

ただし、復興後期までの実質区負担分の経費は、計 1,384 億円となるため、ここまで の経費がかかることは、あらかじめ想定しておく必要があります。

(3) 見直しのポイント

前回の基金の算定に当たっては、死傷者数や建物被害全壊数などは平成 24 年の東京都の被害想定をもとに算定していましたが、今回の被害想定の見直しにより、建物の強靭化等により死者数や建物倒壊棟数等の被害想定状況が減少したことから、想定される全壊戸数などの数値を基にした被災者生活再建特別支援金や災害公営住宅などの経費については概ね減少しています。(▲約159億円)

一方で、想定避難者数の増加や、近年の物価高騰による工事単価の増など、近年の社会状況の変化や、令和6年能登半島地震などの最新の復旧復興の取組、被災者のニーズ

も踏まえた対策を想定し、基金の活用用途として見込んでおく必要があります。(約911億円)

ア 被害想定の見直し

新たな被害想定では、死者数や負傷者数を始め、建物被害全壊棟数、電力の停電率、 通信の不通率等の数値は概ね3~4割程度減少している一方で、避難者数などが増加 しています。

イ 令和6年能登半島地震を踏まえた見直し

令和6年能登半島地震では、被災地において多くの被災者が避難生活を余儀なくされています。港区と能登半島地震の被災地では地域の特徴や災害時の被害の様相も大きく異なり、災害時に必要な取組も異なるものの、これまで以上に迅速な被災者への支援が必要です。健康相談・栄養相談・心の健康相談等の実施や命や健康にかかわる医療体制の支援、高齢者などの災害弱者に対する居宅や仮設住宅への自立生活移行支援などに必要な経費を反映させます。

ウ 優先順位を付けた実施時期の見直し

近年の震災の事例を踏まえ、実施時期を細分化し、発災直後に必要な応急対策期から発災後1年目、発災後2年目から3年目、復興中期以降の実施時期に見直します。 また、復旧復興に必要な取組は優先順位を付け、発災直後に必要な生活や住居の確保に関わる取組や、命や健康にかかわる医療体制の支援、がれきの処理や道路などの復旧を優先して行います。

あわせて、早期復旧・復興の観点から、4年目以降の復興中期や10年目以降の復興 後期に実施することとしていた、がれき等災害廃棄物の処理については、応急対策・ 復興前期(~3年)に、街区全体が大きな被害を受けた地域の復旧に取り組む時期に ついては、復興中期に比重を大きくするよう見直します。

エ 被災者に寄り添った支援

被災者の主体的な自立・生活再建を支援する、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)の考え方を踏まえた自主対応型の生活再建の支援に必要な経費を反映させます。

オ 工事単価の高騰

資材価格の高騰や人件費の上昇を踏まえて最新の価格に見直します。

カ デジタル技術の進展

情報技術の進展を背景に、区が推進している、公衆無線LANの整備やDXの取組のほか、災害時の復旧復興の取組として、衛星通信機器の配備による避難所環境の充実に必要な経費を反映させます。

5 今後のスケジュール (予定)

令和6年9月中旬 港区ホームページ等にて公表

令和2年に算定した支援内容と財政負担の想定額を、最新の被害想定等を踏まえ見直しています。

-首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月)で想定されている被害状況

想定する地震 都心南部直下地震M7.3 冬の夕方18時 (風速) 8m/s (令和4年5月都公表) ・死 者 127人 ・負傷者 5,274人 ・避難者 58,408人 ・帰宅困難者 531,372人 ・停電率10.9% 断水率33.6% ・ガス供給停止率46.2% · 全壤·燒失家屋 木造:322戸 非木造:2,654戸 · 大規模半壊、半壊家屋 木造:614戸 非木造:7,857戸 - 全壊・焼失被害の事業所 821事業所 - 大規模半壊、半壊の事業所 2,432事業所 - 事業継続のために支援が必要 な事業所8,114事業所 ・がれき発生量 187万 t ・橋りょう 1 本程度損壊 ・道路240,032㎡が損壊 ・区内社会福祉施設 全壊が膨胀程度 半壊21施設程度 ・全区有施設の建物総面積 2.0%が損壊

	鳳速)8m/8 合和4年5月都公表)	· 停電率10.9% 断水率33.6% 事業継続。	2,432事業所 ・事業継続のために支援が必要 な事業所8,114事業所			・区内社会福祉施設 全壊7施設程度 半壊21施設程度 ・全区有施設の建物総面積 2.0%が損壊			
		支援内容及び推計方法の概要		応急対策・ (発災~	· 復興前期 - 3年)	朝と財政負担 復興中期 (4年~9年)	(想定額) 復興後期 (10年~18年)	8t	主な増減の理由
I災害応急対策	○災害関連情報の広報(区) ○帰宅困難者の支援(区・滞 ○道路等の障害物除去、ご ○道路等の障害物除去、で ○ボランティア受入(区・社 (新規) 応急時における被災 (新規) 健康相談・栄養相談	・及びし尿処理(区) 〇遺体の捜索・火葬(区・警察等) ○住家被害調査・罹災証明書発行(区)		^{発災~1年} 281億円	75億円	29億円	-	385億円	○想定避難者数の増加による、災害応急対策費や仮設住 空影情想定戸数の増加に伴う増(+34億円) ○【新規】被災者へのアウトリーチ活動(+12.5億円) ○【新規】コールセンターの設置(+4.35億円)
		(見直し前の		1821	意円	19億円	-	201億円	
	①損壊した住宅の 解体・撤去	 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきと半壊以上の被害の家屋について、所有者からの申請に基づき区が解体 搬去を行う(半壊が洗みに基づく支援の対象とならない場合は区独自に実施)。 ・緊急的必要性から、所有者自ら解体撤去を行った場合、一定額以内で費用の全額償還を区が行う。 		98億円	<u> </u>	-	-	98億円	○想定される全壊戸数の減少(例)全壊木造戸数1.814戸 →322戸等)による減及び物価変動等に伴う解体処理単 価の見直しに伴う増(+6億円)
	②損壊した住宅の 応急修理費用の助成	(見直し前の ①損壊した住宅の応急修理費用の助成 災害救助法に基づき、災害により半壊、一部損壊の被害を受けた家屋について、居住し続けるため修理が必要な場合 修理費用の支援を行う。 1 世帯当たり、70万6千円以内(一部損壊34万3千円以内) ② (新規)、用向任宅における早期復旧・復興への対施 被災共同住宅の再建に向けて、検討段階の支援としてアドバイザー(マンション管理士、建築士等)の派遣にかかる 費用の補助金を交付する。また、準備段階への支援として、現状調査や区分所有者の意向調査、再建手法の検討等に 必要な費用の一部を支援する。	nic	92億 21億円 50億	22億円	-	-	92億円 43億円 50億円	○想定される半壊戸数の減少(例:半壊木造戸数2,685戸 →614戸等)による減及び災害教助法の支給増減額の見 直止(595,000円→706,000円)に中)域(▲6億円) ○【新規】共同住宅へのアドバイザー派遣(+1.5億円)
	③災害弔慰金・ 災害障害見舞金 の支給	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、以下のとおり弔慰金・見舞金を支給する。 ①災害弔慰金: 災害により死亡した者の道族に対して災害弔慰金(最大500万円)を支給する。 ②災害障害見舞金: 災害により障害を受けた者に対して見舞金(最大250万円)を支給する。 ※災害関連死を災害弔慰金の支給対象に追加する想定	小岛中口城 ()	19億円	_	-	-	19億円	○想定される死者数及び重症者数の減少(例: 死者数200 人→127人等)による減(▲6億円)
		(見直し前の 災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、災害により家屋等の被害を受けた世帯に対し、その世帯の前年の年間所得		25億	±□ _	_	_	25億円	○港区人口の増加(約243,100人→266,306人)に伴
II	④災害援護資金の貸付	て、生活再建のための資金(最大350万円)の貸付を行う。 (見直し前の	(負扣類)	58億円		_	_	58億円	う増(+6億円)
1民生活の再建	⑤被災者生活再建 特別支援金の支給	①被災者生活再建特別支援金の支給 被災者生活再建支援制度を補完する独自支援として、住宅が一部損壊以上の被害を受けた者に対し、被害程度に応じ 特別支援金を支給する。 ②法令に基づく被災者生活再建支援金に相当する額を①の特別支援金に加算して支給する。 【備考】被災者生活再建支援制度(被災者生活再建支援金の支給) 被災者生活再建支援法に基づき、住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けた者に対し、被害程度に応 じた基礎支援金(最大100万円)と住宅の再建方法に応じた加算支援金(最大200万円)を支給する。 ※法令に基づき設置される被災者生活再建支援法が支給するため、区の費用負担なし。 【見直し】大規模半壊戸数を新たな被害想定に基づく数値に見直し ③ (新規) 仮設住宅入居者への戸別訪問によるアウトリーチ活動 仮設住宅入居者を対象に、対面訪問により課題やニーズを把握して、生活再建を支援する。	·τ	110億円	8億円	-	-	118億円	○想定される全壊戸数の減少(例:全壊木造戸数1,814戸 →322戸等)による減(▲50.3億円) ○【新規】仮設住宅入居者へのアウトリーチ活動(+16億円)
		(見直し前の		1521		-	-	152億円	○おウナヤス全体示数などナ担格と体示数の違い
	⑥災害公営住宅の供給	災害により、自宅に住めない被災者に対して、民間賃貸マンション等の借り上げなどにより迅速に公営住宅の供給を行 (見直し前の		- 12億	3億円 三 意円	7億円 38億円	2億円	12億円 63億円	○想定される全場一数及び大規模半場戸数の減少 (11,007戸→4,120戸等)による減(▲51億円)
	⑦【新規】ホテルの借り 上げによる補完避難所の 確保	災害により自宅に住めない被災者が災害公営住宅に入居するまでの間、区と災害時協力協定を締結している民間ホテル げにより補完避難所(区民避難所への避難者が増加し、受け入れきれない場合に開設する民間施設等の避難所)の提供 (見直し前の	を行う。	9億円	-	-	-	9億円	○【新規】ホテルの借り上げによる補完避難所の確保(+9 億円)
	8 【新規】医療機関の診 療再開・継続支援	医療機関の早期の診療再開や診療継続のため、診療機材等の設備に損害を受けた場合の購入経費等を補助する。 (見直し前の)負担額)	5億円	-	-	-	5億円	〇[新規]医療機関の診療再開・継続支援(+5億円)
	⑨その他必要な支援	災害の状況等に応じて適宜、必要な支援を実施する。 (見直し前の		-	-	-	-	-	-
	①損壊した小規模企業等 の店舗・事務所等の 解体・撤去	(見直し前の) 半壊以上の被害を受けた小規模企業等の店舗・事務所等について、所有者からの申請に基づき区が解体及び撤去を行う 緊急的必要性から、所有者自ら解体撤去を行った場合、一定額以内で費用の全額償還を区が行う。		17億円	-	_	_	17億円	○小規模企業数の減少(24,692事業所→21,616事業 所)による減及び物価変動等に伴う解体処理単価の見直し に伴う増(▲3億円)
	②低利融資のあっせん・ 信用保証料補助	(見直し前の 災害の影響を受けた中小企業を対象に融資をあっせんし、利子の一部又は全部と信用保証料を補助することで、経営す 確保や店舗の修繕、経営の存続に必要な経費を補助する。 (見直し前の	る場所の	23億円	75億円	63億円	4億円	20億円 165億円	○最新の金利シミュレーションの実施による利子補助額の 見直し(約105万→約142万)による増及び事業所数の減 少(44,916→40,570)による減(+15億円)
正産業の	③小規模企業等 再建支援金の支給	(見直じ前の) 店舗・事務所等が半壊以上の被害を受けた小規模企業等(事業継続の意思がある場合に限る。)に対し、経営する場所 店舗の修繕、事業継続を支援するための小規模企業等経営再建支援金を支給する。		1126 14億円	· -	28億円	10億円	150億円	○小規模企業数の減少(24,692事業所→21,616事業 所)による滅(▲5億円)
復旧復		(見直し前の)負担額)	16億	急円	3億円	-	19億円	
典	④ 【新規】区内商店街・中小店舗等の経営支援	○被災の影響により売上が減少している店舗や事務所等のテナント(店舗等賃借人)に対して、テナントのオーナー(が賃料を減額した場合に、減額した賃料の一部を助成する。また、仮設商店街等、経営する場所の確保を支援する。 ②区内商店街での売上確保及び消費生活支援のため、港区商店街連合会によるプレミアム付き区内共通商品券の発行を る。 ③区内中小店舗での売上確保、及び消費生活支援として二次元コード決済を活用したポイント週元事業を実施する。		5億円	37億円	48億円	_	90億円	〇【新規】区内商店街・中小店舗等の経営支援(+85億円)
		(見直し前の 災害の状況等に応じて適宜、必要な支援を実施する。)負担額)	5億 —	押	_	_	5億円	-
Ⅳまちの復旧復興	⑤その他必要な支援 ①がれき・災害廃棄物の 処理	(見直し前の 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、震災により発生したがれき等の処理を行う。 【新規】災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、廃棄物を保管する仮置場を設置する。住民が片付けごみ等を直接持 めの地区仮置場や、片付けごみや道路上障害物等を集積し、廃棄物の種類毎に分別し、処理施設又は二次仮置場まで搬 での間に保管するための一次仮置場を設置する。	だ込むた 出するま	253億円	362億円	_	_	614億円	○港区のがれき等の発生類定量の増加(108万トン→ 187万トン)に伴う増(+229億円) ※実界都災害廃棄物処理計画を踏まえて実施時期の設定 を見直し ○【新規】仮置き場設置経費(+72億円)
	②道路・橋りょう等の 土木施設の復旧	(見直し前の ①区が管理する道路、橋りょう、公園等を速やかに復旧する。 ②私道が損壊した場合、港区私道整備に関する条例に基づき、復旧を全額区の負担により行う。		225f 24億円	48億円	24億円	13億円	95億円	○物価変動等に伴う工事単価(例:18,333円/㎡→ 33,693円/㎡)の見直しによる増(+35億円)
	③区有施設の復旧	(見直し前の ①損壊した区有施設 (図書館、生涯学習センター、いきいきブラザ、庁舎等、社会福祉施設) を速やかに復旧する。 ② [新規] 区の保有するITインフラ施設の復旧		48億円	56億円	51億円	_	154億円	①物価変動等に伴う工事単価の見直しによる増及び復旧対象施設に半壊の施設も追加したことによる増(+107.5億円) ②[新規]MinatoCityWi-Fi復旧費用とStarlink設置費用の追加に伴う増(+1.69億円)
	④区立小中学校の復旧	(見直し前の 倒壊又は損傷を受けた区立の小中学校を速やかに復旧する。 (見直し前の		36億 39億円 37億	48億円	9億円 43億円 4億円	_	45億円 130億円 41億円	〇物価変動等に伴う工事単価の見直しによる増及び復旧 対象施設に半壊の施設も追加したことによる増(+89億円)
	⑤社会福祉施設の復旧	社会福祉法人等が設置した福祉施設が損壊した場合に、国庫補助に加え、区が独自の補助を行い、事業者の負担を軽減の復旧を支援する。	も、早期	16億円	19億円	17億円	-	52億円	○施設ごとの復旧費用を直近の工事データにより更新したことによる増(+49億円)
	⑥震災により街区全体が 大きな被害を受けた地域 の面的な市街地整備	(見直し前の 震災により、大きな被害を受けた街区の復興のために行う市街地再開発事業について、再開発組合等に対して事業費 計画費、土地整備費、共同施設整備費、防災性能強化費等)の一部を補助する。	(調査設計	3億 _	8億円	371億円	_	3億円 378億円	○事業単価や想定面積の見直しと区の補助率の実績による更新(3.3%→4.36%)に伴う減(▲36億円) ○実施時期の見直し
	⑦その他必要な支援	(見直し前の 災害の状況等に応じて適宜、必要な支援を実施する。)負担額)	9億 —	一 _	150億円 —	255億円	414億円 —	-
	少 こり月四少女な又抜	(見直し前の		-	760億円	- 653億円	- 6億円	-	

※区の被害想定や過去の大規模災害の事例を踏まえた、想定される支援内容及び推計を記載しています。 実際の災害時には、被害状況や被害の規模等に応じた施策や取組を実施することから、記載している とおりの取組を実施するものではありません。

「港区震災復興基金」を活用した復旧復興事業の見直しに関する比較表

令和6年9月5日 資料No.1-3 防災·危機管理等安全対策特別委員会

策定当初

令和6年度

発災3年後までに、国等からの財政措置・支援を待たず、かつ措置・支援の有無にかかわらず復旧・復興対策に取り組むための経費

	応急対策・ 復興前期 ^(発災〜3年)	復興中期 (4年~9年)	復興後期 (10年~18年)	計
合計	1,076億円	338億円	291億円	1,705億円
国等の財政措置・支援	412億円	221億円	215億円	848億円
実質区負担分	664億円	117億円	76億円	857億円

発災から1年後までに、国等からの財政措置・支援を待たず、かつ措置・支援の有無にかかわらず復旧・復興対策に取り組むための経費

3年で								
	1,798億円		復興中期 (4年~9年)	復興後期 (10年~18年)	計			
	発災~1年	2年~3年						
合計	1,038億円	760億円	653億円	6億円	2,457億円			
(見直し前の負担額)	1,076億円		338億円	291億円	1,705億円			
国等の財政措置・支援	404億円	376億円	292億円	1億円	1,073億円			
(見直し前の負担額)	412億円		221億円	215億円	848億円			
実質区負担分	634億円	384億円	361億円	4億円	1,384億円			
(見直し前の負担額)	664億円		117億円	76億円	857億円			

- ・新たな被害想定の調査・分析結果 死者数・負傷者数・建物被害全壊棟数等は減少の一方、避難者数などが増加
- ・令和6年能登半島地震 健康相談、命や健康にかかわる医療体制の支援、高齢者などの災害弱者に対する支援の実施
- ・優先順位を付けた実施時期の見直し 実施時期を細分化、発災直後に必要な取組から優先順位をつけて実施
- ・被災者に寄り添った支援
 災害ケースマネジメントの考え方を踏まえた生活再建の支援
- ・工事単価の高騰 資材価格の高騰や人件費の上昇を踏まえて最新の価格に見直し
- ・デジタル技術の進展 公衆無線LANの整備やDXの取組、衛星通信(スターリンク)の配備による避難所環境の充実

近年の大規模災害の事例から、国等からの財政上の措置・支援が早い時期に受けられる見込み